

栗東市都市計画審議会傍聴取扱規程

平成23年8月30日決定

令和6年6月4日一部改正

第1条 趣旨

この規程は、栗東市都市計画審議会の会議の傍聴に関して、栗東市都市計画審議会会議公開要綱（平成23年8月30日決定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 傍聴者の決定手続

- 1 公開の会議を開催する場合、会議の開始予定時刻の30分前から会議開始時刻10分前まで、会場受付において傍聴希望者の受付を行う。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所および氏名を傍聴人受付簿（別記様式第1号）に記入しなければならない。
- 3 受付締切後に傍聴希望者が現れた場合、傍聴席に空席があるときは、議長は第2条1項および第3条の規定にかかわらず、会議開始前もしくは議題の切替え時等に適宜、傍聴を許可することができる。

第3条 傍聴券

- 1 議長は、必要があると認めるときは、前条2項の規定にかかわらず、傍聴券（別記様式第2号）を交付することができる。
- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。
- 5 傍聴人が入場しようとするときは、所定の入口で傍聴券を提示しなければならない。
- 6 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。
- 7 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

第4条 傍聴席の確保

- 1 公開の会議を開催する場合、あらかじめ会場内の傍聴しやすい場所に傍聴席を設けるものとする。
- 2 傍聴席は、報道関係者席および関係機関職員席と明確に区分して設定するものとする。

第5条 会議の秩序維持のための措置

- 1 傍聴者は次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。発言、拍手等の方法により、議案または委員の発言に対する賛否等の意向を表明しないこと。

- (2) 会長の許可なく、旗、プラカード、ゼッケンの類を会場内に持ち込み、または着用してはならないこと。
 - (3) 会場内で飲食喫煙しないこと。
 - (4) 会長の許可なく写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
 - (5) 非公開となる議題の前に議長の指示があった場合は、速やかに退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の支障となる行為を行わないこと。
- 2 傍聴者が1の遵守事項に違反した場合、会長または議長は次の措置を執ることができるものとする。
- (1) 自らまたは事務局員に命じて、違反者に対して注意を促すこと。
 - (2) 違反者が前号の注意に従わないときは傍聴の許可を取り消し、退席を命じること。
- 3 事務局はあらかじめ会場受付付近および会場内の見やすい場所に傍聴に当たっての注意事項を掲示しておくものとする。

別記様式第1号（第2条2項関係）

傍聴人受付簿（NO. ）

年第 回 栗東市都市計画審議会 年 月 日（ 曜日）			
NO.	氏 名	住 所	備考

別記様式第2号（第3条1項関係）

第 号
傍聴券
住所
氏名
年 月 日
栗東市都市計画審議会